

○大分市歴史資料館条例施行規則

昭和62年2月20日

教育委員会規則第2号

改正 平成2年3月22日教委規則第4号

平成5年3月25日教委規則第3号

平成11年3月25日教委規則第4号

平成13年3月27日教委規則第15号

平成19年1月24日教委規則第1号

平成25年3月26日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市歴史資料館条例(昭和61年大分市条例第46号。

以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 教育委員会は、観覧料を納めた者(教育委員会の指定する旅行業者等

の発行する観光券又は利用券等を差し出した者を含む。)に、観覧券(様式

第1号)を交付するものとする。

(平2教委規則4・一部改正)

(使用の申請)

第3条 大分市歴史資料館(以下「資料館」という。)の講座室及び大分市埋

蔵文化財保存活用センター(以下「センター」という。)の体験講座室(以

下「講座室等」という。)を使用しようとする者は、大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(平25教委規則4・一部改正)

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請者に対し使用の許可をしたときは、大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用許可書(様式第3号)を交付するものとする。

(平25教委規則4・一部改正)

(観覧料の減免)

第5条 条例第6条の規定に基づく観覧料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 常設展示の減免対象者及びその減免額は、次のとおりとする。

ア 障害者(療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下これらを「手帳」と総称する。))の交付を受けた者をいう。以下同じ。) 全額

イ 障害者が入館する際の介護人のうち1人(当該障害者の障害の状態に

より介護人1人では障害者の観覧が困難であると認められる場合は、必要と認められる人数) 全額

ウ その他教育長が特に必要と認める者 教育長が必要と認める額

(2) 特別展示の減免対象者及びその減免額は、その都度教育長が定める。

(平11教委規則4・平13教委規則15・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定に基づき、講座室等の使用料(以下「使用料」という。)を減免する場合及びその減免額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が主催又は共催する行事のため使用する場合 全額

(2) 国、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合 全額

(3) その他教育長が特に減免すべき理由があると認める場合 教育長が必要と認める額

(平25教委規則4・一部改正)

(観覧料等の減免申請)

第7条 観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、大分市歴史資料館観覧料減免申請書(様式第4号)又は大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料減免申請書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

2 第5条第1号ア及びイに規定する者の観覧料の減免申請については、前項の規定にかかわらず、手帳の提示をもってこれに代えることができる。

3 教育長は、前項の場合を除き、観覧料又は使用料を減免したときは、大分市歴史資料館観覧料減免通知書（様式第6号）又は大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料減免通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（平11教委規則4・平25教委規則4・一部改正）

（使用料の返還）

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及びその額は次のとおりとする。

- (1) 天災地変及び条例第9条の規定により使用の許可を取り消したときその他講座室等を使用しようとする者の責に帰すことができない理由により使用できなくなった場合全額
- (2) その他教育長が特別の理由があると認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料返還申請書（様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

（平25教委規則4・一部改正）

（特別利用の承認申請等）

第9条 歴史資料、考古資料、民俗資料等（以下「歴史資料等」という。）の模写、模造、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、大

分市歴史資料館歴史資料等特別利用承認申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、大分市歴史資料館歴史資料等特別利用承認書（様式第10号）を申請者に交付するものとする。

（特別利用の制限）

第10条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、特別利用を承認しない。

- (1) 歴史資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認める場合
- (2) 寄託を受けた歴史資料等で寄託者の同意を得ていない場合
- (3) その他教育委員会が特別利用をすることを不相当と認める場合

2 特別利用による歴史資料等の館外貸出しは、承認しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館者の遵守事項）

第11条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) その他職員の指示する事項

（き損滅失届）

第12条 条例第12条の規定により建物等のき損等の届出をしようとする入館者は、き損（滅失）届（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

らない。

(平13教委規則15・全改)

(開館時間)

第13条 資料館及びセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平25教委規則4・一部改正)

(休館日)

第14条 資料館及びセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月の第1月曜日の翌日及び当該月曜日以外の月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときを除く。

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(平19教委規則1・平25教委規則4・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月15日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の様式第4号から様式第6号まで、様式第8号、様式第9号及び様式第11号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

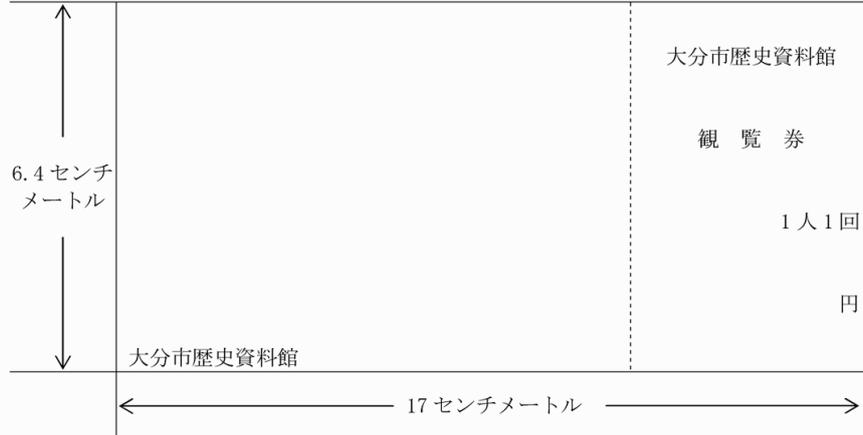
附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号



様式第2号

年 月 日

大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用許可申請書

大分市教育委員会 殿

申請者

住所

氏名

次のとおり講座室・体験講座室の使用を許可されるよう申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人員	人
区分	第1講座室・第2講座室・体験講座室
冷暖房使用の有無	有 ・ 無
備考	

様式第3号

第 号  
年 月 日

殿

大分市教育委員会 印

大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用許可書

年 月 日付で、申請のありました講座室・体験講座室の使用について、  
次のとおり許可します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使用人員	人		
区分	第1講座室・第2講座室・体験講座室		
使用料の額	講座室・体験講座室使用料	冷暖房使用料	合計
	円	円	円
使用許可条件	1 準備及び後片付けは、使用許可時間内に行うこと。 2 許可された使用目的以外に使用しないこと。 3 大分歴史資料館条例、同施行規則及び職員の指示に従うこと。 4 使用する場合は、この許可書を職員に提示すること。		

様式第4号

年 月 日

大分市歴史資料館観覧料減免申請書

大分市教育委員会教育長 殿

申請者

住所

氏名

(印)

(記名押印又は署名)

観覧料の減免について、次のとおり申請します。

観覧年月日	年 月 日		
展示の区分	常設展示 ・ 特別展示		
観覧人員	大人	高校生	合計
	人	人	人
観覧料の額	円	円	円
理由			

様式第5号

年 月 日

大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料減免申請書

大分市教育委員会教育長 殿

申請者

住所

氏名

(印)

(記名押印又は署名)

使用料の減免について、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
区分	第1講座室・第2講座室・体験講座室		
使用人員	人		
使用料の額	講座室・体験講座室 使用料	冷暖房使用料	合計
	円	円	円
理由			

様式第6号

第 号  
年 月 日

殿

大分市教育委員会教育長 印

大分市歴史資料館観覧料減免通知書

年 月 日付けで申請のありました観覧料の減免について、次のとおり減免  
します。

観覧年月日	年 月 日		
展示の区分	常 設 展 示 ・ 特 別 展 示		
観 覧 人 員	大 人	高 校 生	合 計
	人	人	人
観覧料の額	円	円	円
減 免 額	円	円	円
差引納付額	円	円	円

様式第7号

第 号  
年 月 日

殿

大分市教育委員会教育長 印

大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料減免通知書

年 月 日付で申請のありました使用料の減免について、次のとおり減免  
します。

使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
区分	第1講座室・第2講座室・体験講座室		
使用人員	人		
使用料の額	講座室・体験講座室 使用料	冷暖房使用料	合計
	円	円	円
減免額	円	円	円
差引納付額	円	円	円

様式第8号

年 月 日

大分市歴史資料館講座室・体験講座室使用料返還申請書

大分市教育委員会教育長 殿

申請者

住所

氏名

(印)

(記名押印又は署名)

次のとおり使用料の返還を申請します。

許可年月日	年 月 日
使用を取りやめた講座室	第1講座室・第2講座室・体験講座室
理由	
既納の使用料の額	円
返還申請金額	円

様式第9号

年 月 日

大分市歴史資料館歴史資料等特別利用承認申請書

大分市教育委員会 殿

申請者

住所

氏名

(印)

(記名押印又は署名)

次のとおり、特別利用の承認を申請します。

特別利用の目的	撮 影(映 画・ビデオ・写 真)・模 写・模 造・熟 覧・その他( )	
特別利用の期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
特別利用しようとする歴史資料等	資 料 名	数 量
特別利用の方法		

備考 寄託資料については、寄託者の同意書を、著作権がある資料については、著作権者の同意書を添付すること。

様式第 10 号

第 号  
年 月 日

殿

大分市教育委員会 印

大分市歴史資料館歴史資料等特別利用承認書

年 月 日付で申請のあった歴史資料等の特別利用については、次のとおり承認します。

特別利用の目的	撮 影(映 画・ビデオ・写 真)・模 写・模 造・熟 覧・その他 ( )	
特別利用の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
特別利用の承認をした歴史資料等	資 料 名	数 量
特別利用の方法		
特別利用の条件	1 承認された目的以外に使用しないこと。 2 特別利用に際しては、火気を使用しないこと。 3 大分市歴史資料館条例、同施行規則及び職員の指示に従うこと。 4 特別利用する場合は、この承認書を職員に提示すること。	

様式第 11 号

年 月 日

き 損 (滅 失) 届

大分市教育委員会 殿

届出者

住 所

氏 名

(印)

(記名押印又は署名)

大分市歴史資料館建物(設備・器具・歴史資料等)を次のとおりき損(滅失)したので届け出ます。ついては、大分市歴史資料館条例第 12 条の規定により指示のとおり賠償します。

- 1 き損(滅失)した日時
- 2 き損(滅失)した建物(設備・器具・歴史資料等)の名称及び数量
- 3 き損(滅失)の内容又は程度

様式第 1 号

様式第 2 号

(平 5 教委規則 3 ・ 平 2 5 教委規則 4 ・ 一部改正)

様式第 3 号

(平 2 5 教委規則 4 ・ 一部改正)

様式第 4 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

様式第 5 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 平 2 5 教委規則 4 ・ 一部改正)

様式第 6 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

様式第 7 号

(平 2 5 教委規則 4 ・ 一部改正)

様式第 8 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 平 2 5 教委規則 4 ・ 一部改正)

様式第 9 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

様式第 1 0 号

様式第 1 1 号

(平 1 3 教委規則 1 5 ・ 一部改正)

